

きょうと食育ネットワーク規約 の一部改正について

<改正内容>

第22条中「京都府食の安心・安全プロジェクト」を「京都府農林水産部食の安心・安全推進課」に改める。

附 則

この規約は、平成20年6月6日から施行する

<改正理由>

京都府の組織改正による

きょうと食育ネットワーク規約 新旧対照表 (案)

現 行	改 正 (案)
<p>第1条～第21条 [略]</p> <p>(事務局)</p> <p>第22条 この会の事務を処理するため、<u>京都府食の安心・安全プロジェクト</u>内に事務局を置く。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成19年6月6日から施行する。</p>	<p>第1条～第21条 [略]</p> <p>(事務局)</p> <p>第22条 この会の事務を処理するため、<u>京都府農林水産部食の安心・安全推進課</u>内に事務局を置く。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成19年6月6日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p><u>この規約は、平成20年6月6日から施行する。</u></p>